

広島県公営企業管理規程第七号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年七月四日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号、別記様式第四号から別記様式第三十号までの様式、別記様式第三十二号から別記様式第三十五号までの様式、別記様式第三十七号から別記様式第五十六号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。